

競争入札参加資格に関する公示

日本赤十字社福岡県支部特別養護老人ホーム豊寿園の物品製造・買入・工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」と言う）に参加する者に必要な資格、資格審査の申込時期、申込方法等については以下とおり公示する。

平成 20 年 8 月 22 日

日本赤十字社福岡県支部
特別養護老人ホーム豊寿園
園 長 榎 本 幹 生

第 1. 業種及び調達物品等の種類

競争入札参加資格を得ようとする者の業種及び調達物品等の種類は別表 1 の通りとする。

第 2. 競争入札に参加することができない者等

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は競争入札に参加することができない。
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後 2 年間は競争入札に参加することができない。
 - ア：契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ：公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために他の者と連合した者
 - ウ：落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ：監督又は検査の実施にあたり虚偽の申し出をした者又は職員の職務の執行を妨げた者
 - オ：正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - カ：契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - キ：前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者は、競争入札に参加させないことがある。

第3. 競争入札参加の資格及び審査

- (1) 競争入札に参加できる者は原則として福岡県内に本社又は支店を有する者とする。
- (2) 競争入札に参加しようとする者の資格審査は、物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買い受け及び設計・測量については別表2の項目ごとの実数に基き付与数値を算定して行い、総合工事及び専門工事については経営事項審査結果通知書の評価点数に基き行う。
- (3) 競争入札に参加しようとする者の資格は前記(2)の数値により別表3の区分に基づいて格付けする。

第4. 競争入札参加資格審査の申請

- (1) 「競争入札参加資格審査申請書」の受付
受付期間は随時受付を行う。しかし、資格を認定した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わない場合がある。
- (2) 申請書の提出方法
申請書に次の書類を添えて豊寿園担当部署へ提出すること。提出は持参若しくは郵送とし、持参時の場合の受付時間は9時から17時(12時から13時及び土日祝日等休務日を除く)
郵送の場合は書留郵便または配達記録郵便とすること。
なお、添付書類はコピー機等により複写したもので、内容が鮮明であれば写しても可とすること。

ア：営業経歴書（パンフレット等でも可とすること）

イ：事業概要（パンフレット等でも可とすること）

ウ：登記簿謄本（法人の場合）

申込者本人の住民票及び身分証明書（個人の場合）

エ：財務諸表（法人の場合）直近の1年分

営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）直近の1年分

オ：法人税又は所得税の納税証明書（申請日の前6か月の間にて交付されたもの）

カ：返信用封筒（長さ：14～23.5cm 幅9～12cm あて先を記入し、80円切手を貼ったもの）

キ：その他証明資料

希望する営業品目で、営業に当たっての許可・認可等が義務付けられている場合は、その許可証等の写しなど

ク：総合工事及び専門工事業者については経営事項審査結果通知書

第5．資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

第6．資格の有効期間

本資格の有効期間は、資格を取得した日から平成23年3月末日までとする。

第7．資格の取り消し

- (1) 競争入札参加資格者が、前記第2に該当した場合若しくはその疑いがある場合、又は競争入札参加資格審査申請に虚偽がある場合若しくはその疑いがある場合には事実を調査し、競争入札参加資格者として不適当であると認められた場合には、その参加資格を取り消すこととする。
- (2) 競争入札参加資格者に、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がされない恐れがあると認められる事態が発生した場合には、その参加資格を取り消すこととする。

第8．その他

(1) 申請内容の変更

有資格者が、次の事項に変更があった場合には、「競争入札参加資格申請所変更届」

を提出することとする。

ア：住所、商号等

イ：代表者名

ウ：担当者名、電話番号等

エ：希望する資格の種類

- (2) 会社更生法及び民事再生法に基づく更生手続開始の決定を受けた有資格者が、会社更生法に基く更正手続開始の決定又は民事再生法に基く再生手続開始の決定を受けた場合は、次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア：更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

イ：「競争入札参加資格審査申請書変更届」（変更がある場合）

第9．留意事項

本参加資格については、日本赤十字社福岡県支部特別養護老人ホーム豊寿園において実施される競争入札にのみ有効であること。